

稲城市立病院(大丸1171)

稲城市立病院特集号

お問い合わせ
市立病院経営企画課・医事課
☎377-0931(代表)

最新情報は市立病院HPをチェック!

稲城市立病院 検索



発行 稲城市 編集 秘書広報課広報広聴係 〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111 ☎042-378-2111 FAX042-377-4781

本紙について 望月さん(市職員)が描いたイラストを用いた紙面としています。ぜひお楽しみください。

かかりつけ医を持ちましょう!

信頼できるクリニックや診療所で、普段から診療してもらっていると、大きな病気になった時でも適切な治療や病院の紹介ができて安心です!



医療機関にはそれぞれ役割があります!

なるほど!



①地域のクリニック等の「かかりつけ医」では、風邪等身近な病気の治療

②「市立病院」では手術や入院、救急や専門的治療等を主な役割としています。

病気に応じた医療機関を受診することで、必要な人が必要な治療をすぐ受けられるような環境が整えられていきます。

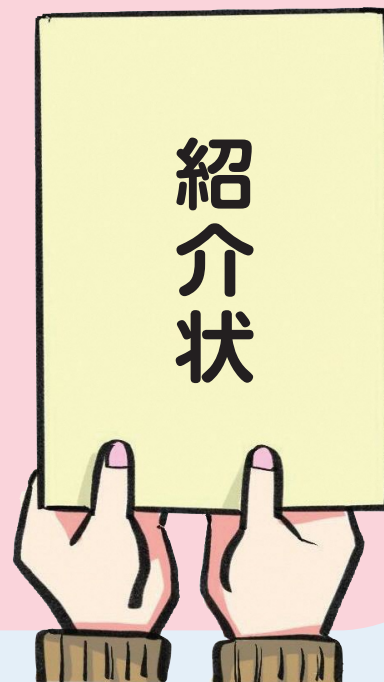
2月に初診時選定療養費の金額変更があります!

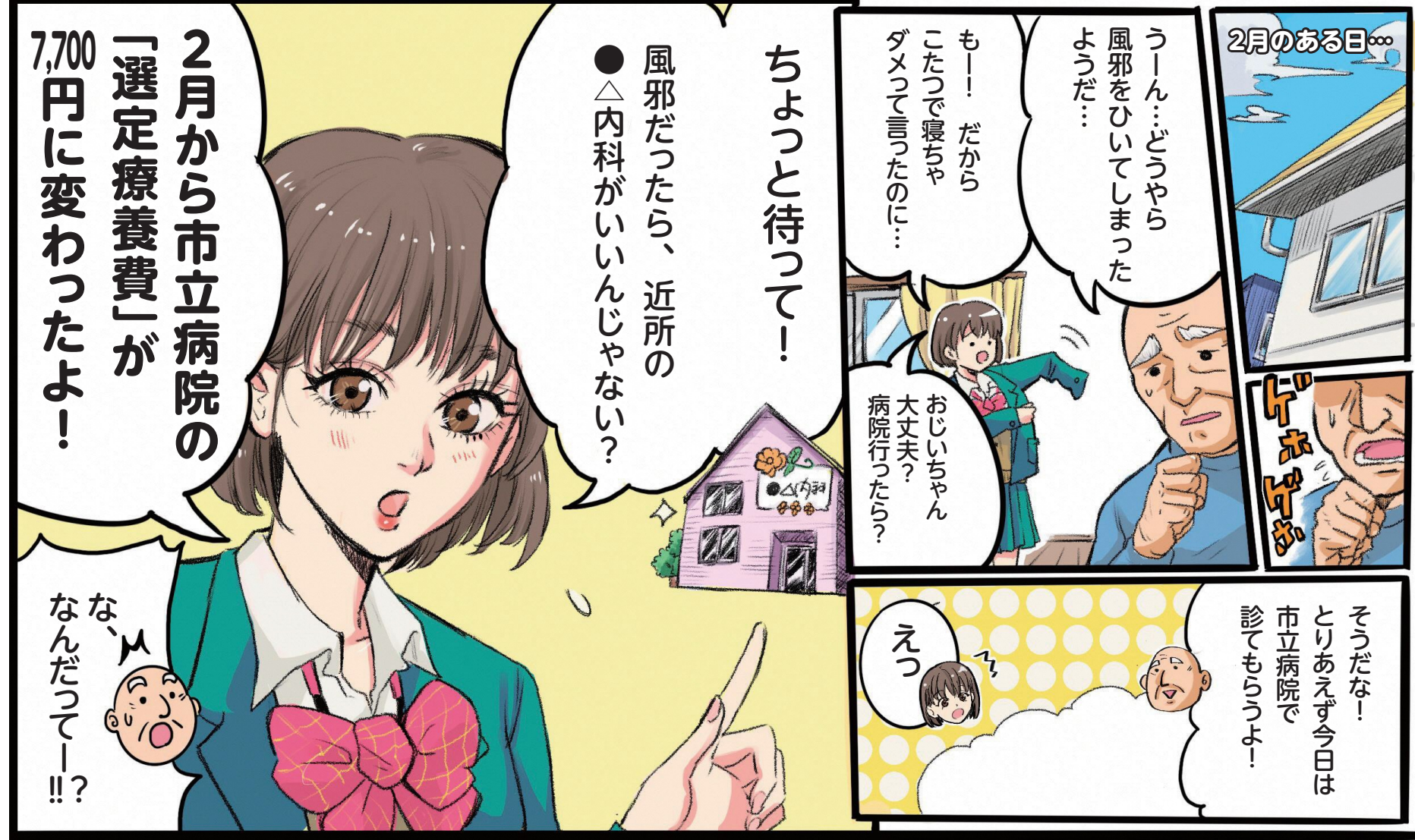
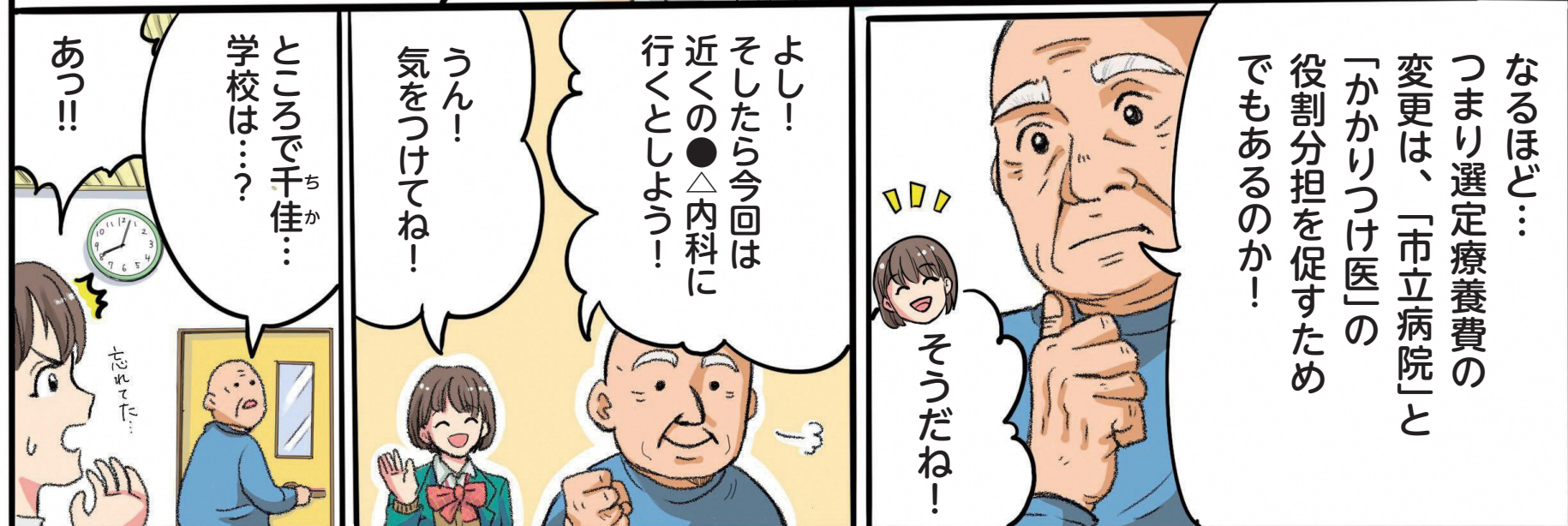
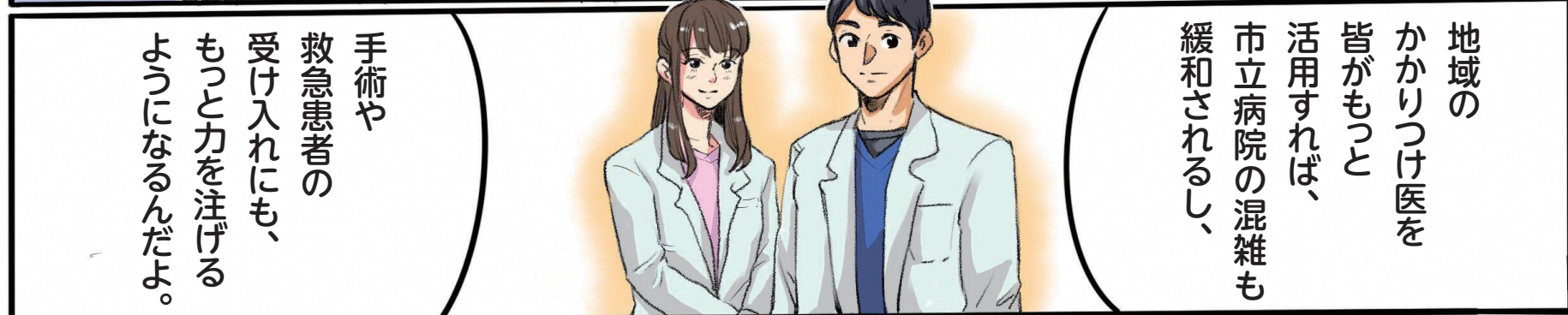
紹介受診重点医療機関である稲城市立病院は、初診時に原則、紹介状(診療情報提供書)を持って受診する機関になりました。

※紹介状が無くても受診は可能ですが、国の定めにより2月からは初診時選定療養費が7,700円(税込)に変更となります。

**病気になったら、
まずはお近くのクリニックや診療所へ!!**

紹介状





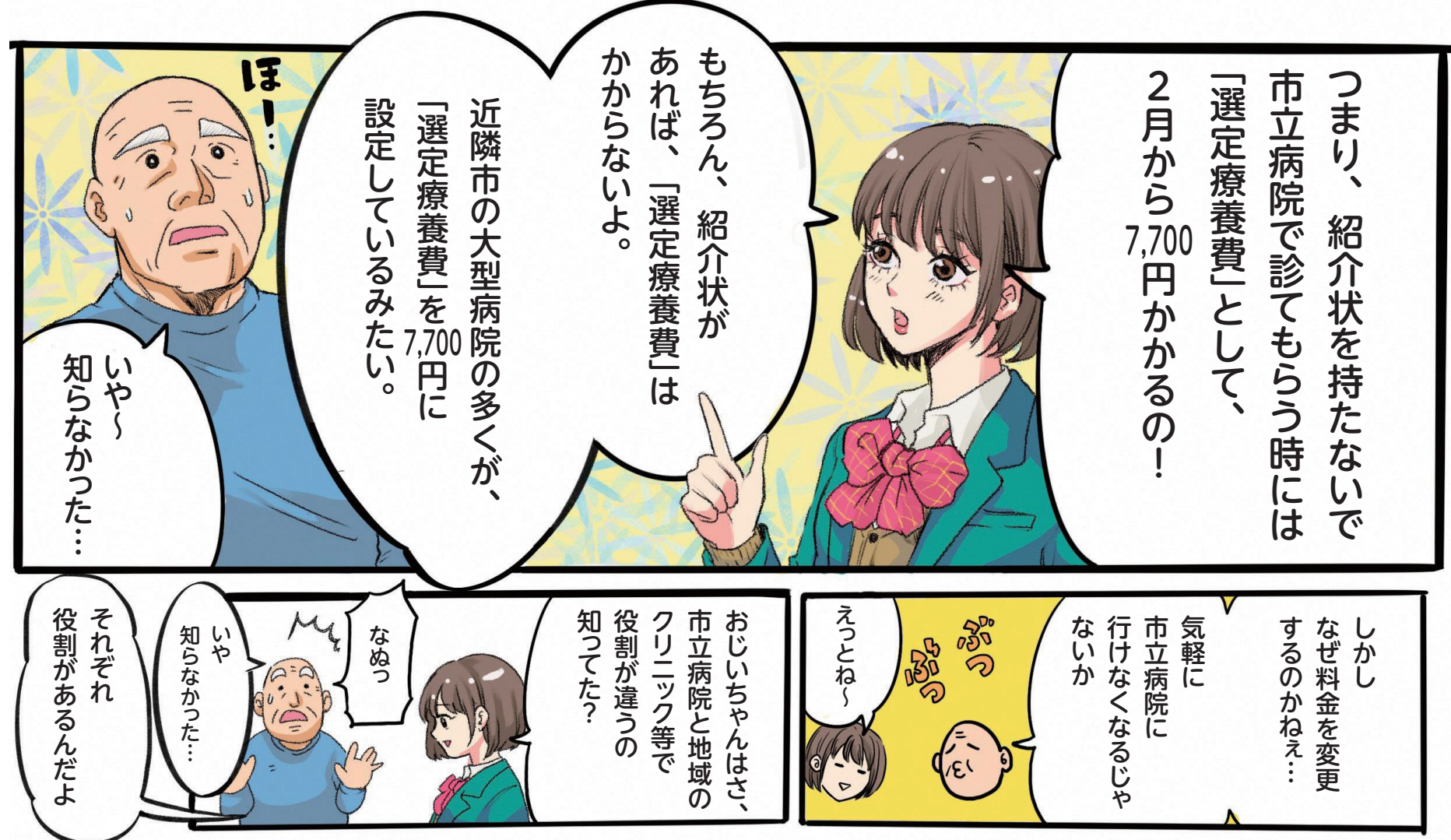
2月から初診時の選定療養費が変わります！

紹介状無しで紹介受診重点医療機関である稲城市立病院にかかる…



選定療養費とは？

- 一般病床が200床以上の病院を受診する際に、紹介状が無いと発生します。
- 保険適用外の特別な料金です。



Q1 2月1日から市立病院で変更となるものはなに？



A1 2月1日から変更になるのは、以下の2点だよ。

①紹介状(診療情報提供書)を持参せずに受診した場合の「初診時選定療養費」が7,700円に変更になります。
②症状が安定し他の保険医療機関に対して、文書による紹介を行う申し出を行ったにもかかわらず、本人の希望により市立病院を引き続き受診する場合に算定される3,300円の「再診時選定療養費」が新設となります。

①の「初診時選定療養費」とは、病院とクリニックの機能分担を図る観点から、徴収することが厚生労働省により義務付けられていて、大学病院等の特定機能病院や、一般病床200床以上の地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関を受診する際に、他の医療機関等からの紹介がないと、患者の選択による受診として、支払わなければならないものなんだ。

②の「再診時選定療養費」とは、再診に係る費用として厚生労働大臣の定める規則等に基づき負担するものなんだ。市立病院に通院している場合でも、症状等が落ち着いた場合には、医師が地域のクリニック等を紹介することがあるんだけど、そのクリニック等への紹介状を作成する申し出を医師が行ったにもかかわらず、引き続き市立病院を受診する場合に、次回の再診時以降に受診の都度「再診時選定療養費」を支払うものなんだよ。

なお、①「初診時選定療養費」7,700円、②「再診時選定療養費」3,300円という制度は、近隣の一般病床200床以上の病院のほとんどが適用しているよ。



Q2 初診とはどういうこと？



A2 初診とは、「新たな傷病に対する診療」を指し、国により主に次のいずれかに該当する方と定められているんだ。

ア 市立病院を初めて受診する場合
イ 過去に市立病院を受診したことがあっても、その傷病に係る診療が終了している場合
ウ 市立病院での診療を任意で中止し、3カ月以上経過した後に診療を受ける場合
エ 通院中の診療科以外の診療科を新たに受診する場合



Q3 ①クリニック等を受診後に紹介状を持って市立病院を受診する場合と、②クリニック等を受診せず、直接市立病院を受診する場合とでは、どちらが負担が少ないかな？



A3 一般的には①の方が負担が少なくてすむよ。②の場合7,700円の「初診時選定療養費」がかかるために高くなってしまおうんだ。

〔例：40歳会社員、健康保険本人負担割合3割、風邪で受診、検査無し、薬の処方箋のみ、で比較した場合、概算で①では約2,900円程度(クリニック等の受診料約1,800円+市立病院の受診料約1,100円)、②では約8,200円程度(市立病院の受診料約500円+初診時選定療養費7,700円)がかかります〕



Q4 初診の際に「初診時選定療養費」がかからない人はいるの？



A4 紹介状を持参していない場合は、原則、初診時選定療養費がかかるけど、市立病院では、2月1日から主に次に該当する場合は、選定療養費の対象外としていくよ。

ア 市立病院のA診療科から院内紹介されてB診療科を受診する場合
イ 検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合(3カ月以内の検査結果が必要)
ウ 救急搬送が必要と認められる場合
エ 周産期事業等における休日夜間受診の場合
オ 外来受診後から継続して、そのまま入院した場合
カ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合(単に保険証忘れの場合を除く)
キ 生活保護や特定の障害・疾病等の公費負担医療制度の受給者である場合(乳子等は除く)



Q5 現在、市立病院に受診中だけど、今後はどうなる？



A5 現在、市立病院に受診中で、次の予約を医師から通常通り入れてもらっている間は、原則、「初診時選定療養費」・「再診時選定療養費」はかからないよ。

